令和８年９月愛荘町議会定例会会議録

令和８年８月２１日（金）午前９時２３分開会

議　事　日　程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長提案趣旨説明

日程第　５　一般質問

日程第　６　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第　７　議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例

日程第　８　議案第２９号　愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第３０号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第４号）

日程第１０　議案第３１号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１１　議案第３２号　令和８年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第３３号　令和８年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１４　議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１５　議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１６　議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１７　議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１８　議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第４

出席議員（１２名）

１番　岡　本　志穂美	２番　久　山　幸　代
３番　メンドーザ智子	４番　久保田　正　利
５番　小　菅　久　宣	６番　中　川　喜代和
７番　澤　田　源　宏	８番　村　西　作　雄
９番　村　田　　定	１０番　瀧　　すみ江
１１番　竹　中　秀　夫	１２番　河　村　善　一

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知	教育長	徳田　寿
教育次長 兼教育振興課長事務取扱	西川傳和	企画政策監 兼くらし安全環境課長事務取扱	羽田順行
総務政策監	生駒秀嘉	福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀
産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	水谷徹也	経営戦略課長 兼行革・ＤＸ推進室長	久保川瑞穂
税務課長	藤澤雅史	会計管理者	阪本　崇
人権政策課長	藤野知之	福祉課長	田中孝幸
子ども支援課長	増居志穂	住民課長	北岸純子
農林振興課長	楠　真二	建設・下水道課長	野々村直幸
学校教育担当課長	西澤仁志	給食センター所長	小林充周
生涯学習課長	清水惠一	図書館長	三浦寛二

事務局職員出席者

議会事務局長	陌間秀介	書記	伊谷一真

開会　午前９時２３分

◎開会の宣告

○議長（河村善一議員）　皆さん、おはようございます。

本日はクールビズの期間中ですので、本会議出席者は麻シャツ及びノーネクタイで出席していることを申し添えておきます。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しております。よって、令和８年９月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（河村善一議員）　これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一議員）　本日の議事日程は、配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、７番　澤田源宏議員、８番　村西作雄議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（河村善一議員）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から９月２５日までの３６日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２５日までの３６日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（河村善一議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

町長。

〔町長　有村国知登壇〕

○町長（有村国知）　　諸般の報告の２ページをお願いします。

専決処分事項の報告をさせていただきます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

１、契約の目的。令和６年度工事第３０号、愛知川図書館長寿命化改修工事（建築）。

２、変更契約の金額。変更前の契約金額は１億５，１１４万円、変更後の契約金額は１億５，２０２万２，２００円です。

３、契約の相手方。住所、滋賀県彦根市長曽根９－２２、２階。氏名、株式会社秋村組彦根支店支店長、北川由香。

変更内容は３ページに記載のとおり、外壁補修箇所が増加したことによる増額によるものです。

続きまして、４ページをお願いします。放棄した債権の報告について。愛荘町債権の管理に関する条例第７条の規定により、次のとおり債権を放棄しましたので、同条第８条の規定により議会に報告するものです。

１、債権の名称は学校給食費負担金。

２、債権の発生年度、件数及び金額並びに債権を放棄した理由です。発生年度につきましては、平成２９年度から令和６年度まで。件数につきましては、合計で３１件。合計金額が１２万３，５００円です。債権を放棄した理由につきましては、条例第７条第１号、２号、５号の規定に基づき放棄したものです。

続きまして、６ページをお願いします。令和７年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率及び資金不足比率について愛荘町監査委員の意見をつけて報告するものです。

１、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は一般会計の収支が黒字のため、該当なし。実質公債費比率が６．２％、将来負担比率が５８．０％です。

２、資金不足比率については、下水道事業会計が対象となりますが、収支が黒字でしたので、該当なしであります。

以上、諸般の御報告とさせていただきます。

○議長（河村善一議員）　ここで、監査委員から財政健全化判断比率等の報告を求めます。

議会選出の村田監査委員。村田議員。

○監査委員（村田　定議員）　監査委員の村田　定です。

財政健全化審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和８年７月１７日に提出のあった令和７年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。その結果、いずれの書類も適正に作成していることを認めます。

令和８年８月５日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町代表監査委員、岡部得晴。愛荘町監査委員、村田　定。

以上、報告とさせていただきます。

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一議員）　日程第４、町長提案趣旨説明を行います。町長。

〔町長　有村国知登壇〕

○町長（有村国知）　おはようございます。令和８年９月愛荘町議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

さて、今年の夏も昨年に引き続き全国的に危険な暑さとなっており、各地で記録的な高温と局地的な大雨が発生するなど、大変厳しい夏となっております。

台風についても平年を上回るペースで発生しており、台風１５号では異例のルートで日本列島を横断し、この台風の影響により、８月１３日には千葉県で記録的な豪雨となり、多くの方々が被災され、また、貴い命が失われました。

また、本年７月２８日に発生した令和８年熊本地震につきましては、最大震度７を観測するなど、九州地方を中心に甚大な被害がもたらされました。これらの災害において犠牲となられた方々に、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当町といたしましては、熊本地震における被災地の一日も早い復旧、復興を支援するため、滋賀県や県内他市町と連携し、８月１７日から２４日の間、熊本県宇土市へ

税務課職員を派遣し、被害認定調査の業務支援を行っているほか、保健指導支援チームの一員として、健康推進課の保健師を八代保健所管内へ８月２０日から２４日の間派遣するなど、自治体間の相互扶助の一翼を担い、被災地に寄り添った支援を継続してまいります。

次に、公共施設の最適配置の取組である愛の郷の複合化につきましては、去る８月６日に昼夜２回にわたり説明会を開催し、関係団体の皆様をはじめ、多くの熱心な御参加を頂き、貴重な御意見や温かいアドバイスを賜りました。この愛の郷の複合化は、既存の愛知川公民館等の機能を再編し、令和１０年度の新たな施設開設を目指して計画を進めているものです。頂いた具体的な御要望や活動状況に関する多くの情報を生かし、今後の改修設計をよりよいものにしてまいります。

事業の推進に当たりましては、限られた財源を有効に活用しながら進めていくため、町民の皆様には御協力を多分に頂くところがあるかと存じますが、町内にはハーティーセンター秦荘やゆめまちテラスえちといったすばらしい施設もございます。そうした身近な施設の活用も柔軟に御案内しながら、誰もが利用しやすく、愛着を持てる施設の整備を着実に進めてまいります。

次に、本議会に御提案申し上げます令和７年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算常任委員会をはじめ、各委員会において御議論を賜ることとなりますが、令和７年度の決算が示す財政の現状と今後の取組について一言御説明申し上げます。

令和７年度の決算におきましては、歳入歳出差引額、実質収支ともに黒字を確保いたしました。一方で、持続可能な財政基盤をより強固なものにしていく観点から、実質公債費比率や将来負担比率、さらには経常収支比率といった各種指標において、引き続き注視すべき数値となりました。

これは、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰やデジタル化への対応、人件費の上昇に加え、合併に伴う公共施設の維持管理などこれまでの様々な行政需要に対する経費が重なったことが主な要因でございます。また、財政調整基金につきましても、将来への備えを見据えながら、計画的な活用を進めてきたところでございますが、より一層の収支バランスの最適化を図っていく必要があります。

町内の多くの公共施設において、その維持管理や老朽化への対策等に多額の予算を充てねばならないことを主因とした硬直化した財政からもたらされる厳しい状況を何

とか是正せねばならないというこの現下の状況は、私たちにとって、愛荘町の未来を見据える中、重要な転換点であると捉えております。今後の財政運営におきましては、これを機に役場組織全体でさらなる効率化と事務事業の見直しを進め、あらゆる領域において改革を力強く推し進めてまいります。

また、自主財源の確保に向けては、ふるさと納税の推進をはじめとした収入の最大化に努める一方、歳出面では、公共施設の最適配置の加速や公債費、人件費の最適化など、収入と支出のバランスを最優先とした健全で柔軟な財政構造への転換を図ってまいります。

前例踏襲型の行政や町のありようにとどまっていては決して解決できないこの厳しい財政状況は、私たちがより強靭で持続可能なまちづくりへとかじを切る重要な転換点です。この直面する課題を全庁一丸となって乗り越え、また、議会の皆様、町民の皆様とも力を合わせ、町民の皆様の暮らしの安心を守り抜くとともに、誰もが誇れる活力ある愛荘町の実現に向けて全力で邁進してまいりたいと存じます。

さて、今期定例会に御提案いたします議案は、人事案件５件、条例案件２件、補正予算案件４件、決算認定案件６件の合わせて１７件です。

まず、人事案件の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、５案件でございます。人権擁護委員につきましては人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、秦荘地域３名、愛知川地域３名の計６名が任期３年で法務大臣から委嘱を受け、従事いただくものです。その候補者の推薦は、市町村長は当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。委員の任期は３年となっており、本年１２月３１日で５名の現委員が任期満了となりますので、５名の委員につきまして推薦いたしたく、議会の意見をお願いするものです。

推選いたします委員でございますが、再任委員２名、新任委員３名です。各委員におかれましては行政経験者や教職経験者で、公務を通じて人権問題に精通され、地域社会においても信頼され、中立公平に活動いただけるものと思われ、委員として適任者でありますので推薦をさせていただくものです。

次に、条例案件３件です。議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例につきましては、条例により、法律で定める工場敷地内の緑地面積率等を緩和することで、既存工場の増改築や設備更新、工場の町外転出を防止するとともに、新規工場立地を促進するものです。

議案第２９号　愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、補正予算案件３件です。議案第３０号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第４号）は、歳入歳出それぞれ１億５，３８１万１，０００円を追加し、総額を１２１億６，５９２万４，０００円とするものです。

議案第３１号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)は、歳入歳出それぞれ１，４６９万２，０００円を追加し、総額を１９億５，３７７万１，０００円とするものです。

議案第３２号　令和８年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ３９万６，０００円を追加し、総額を３億１，６４６万２，０００円とするものです。

議案第３３号　令和８年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ４，９１９万２，０００円を追加し、総額を１６億４，８９４万８，０００円とするものです。

最後に、決算認定案件６件です。議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額１２３億４，７４５万７，２８８円、歳出総額１２２億４，９４７万２，４６６円、歳入歳出差引額は９，７９８万４，８２２円となりました。

議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出総額ともに８０万２，５１４円となりました。

議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１７億７，００８万８，１９１円、歳出総額１７億３，９３２万４，２９２円、歳入歳出差引額は３，０７６万３，８９９円となりました。

議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億８，３７５万２，３２５円、歳出総額２億８，１７２万９，９２２円、歳入歳出差引額は２０２万２，４０３円となりました。

議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１６億９，６５９万１，７５０円、歳出総額１６億５，００６万６，５２７円、歳入歳出差引額は４，６５２万５，２２３円となりました。

議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算は、収益的収入総額９億９，０６５万４，２２７円、収益的支出総額９億８，５７０万２，７３２円、資本的収入総額

６億３，１９４万２，０００円、資本的支出総額８億１，６７０万６，５４８円となりました。

以上の案件を令和８年９月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（河村善一議員）　お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、８月２２日から９月６日まで休会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、８月２２日から９月６日まで、休会することに決定しました。

再開は９月７日午前９時３０分から本会議です。

この後、１０時から全員協議会を開催しますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会　午前９時４７分